

第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリック・コメント概要

1. 案 件

「第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画（案）」

2. 募集期間

令和元年11月28日（木）～令和元年12月18日（水）

3. 意見の件数（意見提出者数）

11件（4人）

4. 意見等の概要

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	P66・(2)-15 / P68・(2)-7 子どもの居場所であるプレーパークや子ども食堂は、貧困問題や発達障害、不登校などの子どもたちの地域とのつながりの場であるとともに、子育てに悩む親や、児童虐待、DVなどの問題を抱えている方が気軽に相談できる場ともなっている。公共機関が実施する居場所や相談事業等と違った関わりができる場として必要な場所であると思うが、市民活動は軽視されがちで、市からの予算もつかない。市民活動だからこそその重要性や位置づけをもっと考えていただき、様々な子育て関係団体との連携を積極的に検討していただきたい。	1件	プレーパークや子ども食堂など、地域の子どもの居場所づくりの重要性、必要性は市としても認識しており、埼玉県が行っている「こども応援ネットワーク埼玉」にも賛同しております。今後も引き続き、場所の提供や広報活動の支援等、活動に対する支援を行ってまいります。また、子育て関係団体との連携のご提案につきましては、今後の事業展開の参考とさせていただきます。
2	P61・(3)-2 障害児教育については、自分の希望する学校で支援が受けられるよう、あるいは普通学級との交流がしやすいよう、特別支援学級および発達障害・情緒障害通級指導教室や難聴言語通級指導教室を対象の児童・生徒が希望する学校に設置してはどうか。	1件	通級指導教室につきましては、県の基準に基づき、蕨市全体で通級を必要とする児童・生徒数により指導教員の加配が決定され、開設可能な通級教室数が決まってまいります。そのため、必ずしも当該児童・生徒が希望する学校に通級指導教室を開設できるとは限らないことから、原案のとおりとさせていただきます。
3	P61・(3)-2 バリアフリーのための施設整備や書字障害の生徒のパソコン持ち込みに対応する校内インターネット環境整備等、予算がかかるものは、学校長への相談では実現しない場合もあるかもしれないので、「蕨市障害児就学支援委員会を学校を通さない相談や要望の直接の受け付けも可能にして開催し」とし、「相談体制を構築し、必要に応じて学校や市当局と協議の場を設置	1件	就学支援委員会は、「就学に係る相談及び就学先の吟味・判断」を行う組織であり、施設整備等についての検討を行う場ではないため、原案のとおりとさせていただきます。 なお、ご意見のありました、バリアフリーのための施設整備等につきましては、校長への相談があった場合は、市教育委員会にその要望が伝えられますので、市教育委員会といたしましては、ご要望の内容の必要性等を十

	します。」としてはどうか。		分勘案・検討してまいります。
4	P62・(1)-2 身体と心が一致しない児童・生徒がおり、制服のことで悩み不登校になっていると聞いた。非常に重要な問題と考えるので、「豊かな心の育成」の文末に、「また、学校における性差による心の苦しみを軽減するために教育行政としても取り組みます。」と追加してはどうか。	1件	<p>身体と心が一致しない児童・生徒への対応の必要性につきましては、教育委員会としても認識しており、中学校の制服に関しましても、喫緊の課題として、具体的な検討を進めている学校もございます。</p> <p>ご意見をいただいた内容につきましては、引き続き配慮してまいります。本項目に該当する内容ではないと思っておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
5	P63・(1)-7 日本語特別支援教室につきましては、学校で把握できる以外の対象者や日本語特別支援教室に通いできていない児童・生徒を把握するため、「また、支援が必要となる未就学の児童・生徒の調査を行います。」と追加してはどうか。	1件	<p>市では、就学年齢に該当する外国人が転入する際には、必ず窓口において、当該児童・生徒の保護者に、就学希望の有無や日本語指導の必要の有無を確認し、教育センターで保護者同伴の面談を行ったうえで、必要に応じて日本語特別支援教室へつないでおります。</p> <p>ご意見をいただいた内容につきましては、現在も把握していることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
6	P63・(1)-7 日本語特別支援教室の充実に留まらず、学校での個人的な支援（学校に支援員を派遣するなど）の制度を確立することで、教員の負担の軽減等を図ってはどうか。	1件	<p>日本語による会話などに困難を抱える外国人児童・生徒への学校での個人的な日本語指導等の支援につきましては、県から必要に応じて日本語指導教員が加配される制度があり、すでに市内の多くの学校に日本語指導の教員が配置され、個人的な支援を行っております。今後も、外国人児童・生徒への日本語指導の充実とともに、教員の負担軽減等を図ってまいります。</p>
7	P63・(1)-7 日本語特別支援教室を実施する教育センターへの通所が容易となる方法を確立してほしい。	1件	<p>現在、教育センターへの通所が容易でない外国人児童生徒については、在籍校の日本語指導教室へ早めにつなぐなど、必要に応じて柔軟に対応するよう努めておりますが、今後の外国人児童生徒数の推移等を注視しつつ、教育センターへの通所が容易となる方法等について検討してまいります。</p>
8	P63・(1)-7 外国人生徒の高等学校進学・編入希望者への対応について、所管である県に問い合わせると、業務が細分化されていることから、いわゆるたらい回しとなる場合がある。市である程度の相談ができる体制を確立してほしい。	1件	<p>外国人生徒の高等学校進学や編入希望者への対応については、所管の県が相談窓口等を開設しておりますが、市で相談を受けた際には、可能な範囲で回答するとともに、必要に応じて県の相談窓口等を案内するなどの対応を行っております。今後も相談内容に応じた適切な支援を行ってまいります。</p>
9	P52・(3)-7 「精神障害と診断された（ま	1件	<p>市では、障害のある子ども、または可能性</p>

	たは精神障害と診断される可能性のある) 発達障害や高次脳機能障害の子ども」についても、相談を実施することを記してほしい。		のある子どもへの支援として相談業務を行っているため、障害種別や内容は列挙せず、「障害のあるまたは可能性のある子ども」に修正いたします。
10	P55・(5) - 10 高次脳機能障害のある子ども(小児の高次脳機能障害のある子)も、特別児童扶養手当の対象であることを明記してほしい。	1件	「精神または身体に障害のある20歳未満の児童」という文言は、厚生労働省等で使用されている文言と一致しており、また、特別児童扶養手当の対象を詳細に明記すると高次脳機能障害以外にも数多くの病状や状態像を列挙することになるため、原案のとおりとさせていただきます。
11	P61・(3) - 2 障害児教育について、高次脳機能障害のある子ども(小児の高次脳機能障害のある子)への支援についても記してほしい。	1件	本項目では、障害児教育全般にわたる市の体制を述べておりますので、高次脳機能障害のみを取り立てて記載することはせず、原案のとおりとさせていただきます。 なお、高次脳機能障害のある子どもへの指導につきましては、文科省の教育支援資料等に基づき、心のケアを十分に配慮し、指導をまいります。

【参照】 パブコメ結果に基づく計画案修正箇所

No9の意見 ……修正

7. 子どもの障害等に関する相談 【福祉総務課】

障害のあるまたは可能性のある子どもについての相談を実施し、各種福祉サービス等について案内します。